

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
市税の賦課徴収に関すること、徴収事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したものの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等
措置を講じないことを決定したものの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
40	意見1	第4章 監査の意見と結果（各論） I 個人市民税 (1) 課税事務の正確性を担保するための手続の誤りについて	マニュアルではシステム入力後、他者によるダブルチェックを行い、入力誤りや処理誤りがないか確認することとしているが、個人市民税の申告データを確認したところ、税額には影響がないが、算定基礎となる数値の誤りがあった。原因はエラーリストとして出力されたものの修正の際に入力ミスがあり、その後のダブルチェックが税額の確認のみとなっていたためであった。課税事務に際してマニュアルの内容を十分に理解した上で業務を遂行するとともに、マニュアルそのものが効果的かつ効率的であるかの見直しを行うことも検討すべきである。	市民税課	措置済	マニュアルは、各作業を実施する前に担当で内容の見直し、修正を令和4年12月末までに行いました。また、修正の有無に限らず全職員に周知し、マニュアルの徹底を意識づけしています。該当業務に限らず、ダブルチェックの際には全体をよく確認することを担当職員に意識付けしました。
41	意見2	第4章 監査の意見と結果（各論） I 個人市民税 (2) 税制改正等の周知方法等について	市で作成した税制改正の研修資料等に誤りはなかったが、課税事務の正確性を担保するためには、知識の習得・蓄積に努める必要があり、改正内容や誤りやすい事項については、研修会への参加だけでなく、専門的知識を有する者に詳細を確認するなどの連携を行うことが望ましい。	市民税課	措置済	専門的知識を有する税務署主催の研修のほか、市町村アカデミーや地方共同機構など各専門分野での研修を積極的に受講しています。また、各業務について市民税課内での研修を実施し、制度についての情報共有をしています。疑義や生じた事例については、税務署や岡山県を通じて国に確認を行うなどしています。
55	意見3	第4章 監査の意見と結果（各論） II 法人市民税 (1) 減免事務の正確性について	市では減免の申請時に市民税申告書を徴収し審査しているが、それだけでは過去の欠損金があった場合に単年度での正確な判定をすることができない場合があるため、減免の規定に沿った判断ができるような資料の徴収をするとともに徴収した資料に基づいて慎重な判断を行うべきである。	市民税課	不措置	倉敷市市税条例施行規則第5条第1項第4号イの規定により、市では特定非営利活動法人について、益金の額が損金の額を超えない事業年度に係る法人市民税（収益事業開始から3年以内に限定）を減免の対象としています。国税である法人税算出に係る所得金額の計算上、繰越欠損金については損金に含まれるものであることから、これに基づいて算出された法人税額（法人市民税の課税標準額）が0であることは「益金の額が損金の額を超えない」と同義であると解釈しており、減免対象となるかどうかの審査を行う上での提出書類としては、当該年度の法人市民税確定申告書で足りるものと判断しております。なお、上記審査方法については、同様の基準で減免制度を運用している岡山県（法人県民税）とも一致しており、当市では県と足並みをそろえて減免制度を運用しております。
55	意見4	第4章 監査の意見と結果（各論） II 法人市民税 (2) 課税免除の正確性について	課税免除の届出書の一部に受付印が押印されていないものがあったので、資料受付の際には、受付印の押印に漏れないように業務を行うとともに書類の受付は窓口もしくは郵送のみとするなど特別な対応は実施しないようにすべきである。	市民税課	措置済	従前より、この届出書は窓口または郵送のみでの受付としておりますが、その際の受付印の押印漏れについては人的ミスであるため、再度確認を徹底いたします。また、昨今のデジタル化に伴い、今後eTAXでの電子申請が増加することも考えられますが、こちらで受付したものについても受付日の漏れのないように処理を徹底します。
56	意見5	第4章 監査の意見と結果（各論） II 法人市民税 (3) 均等割額の検証について	均等割額の正確性を担保するために、特に従業者数による税額影響の大きくなる資本金等の額が大きい法人については、申告書に記載された人数をレビューするなどの取組を行うことも効果的である。	市民税課	措置済	給与支払報告書の提出件数に対し、明らかに均等割区分の判定に使用する従業者数が低いものについては、従前より検証材料としていたところですが、今後とも指摘のとおり均等割額の正確性担保のため継続します。しかし、従業者数が50人の近似値にあるものについて、パート・アルバイトによる従業者数については、1人につき1とカウントせず、別の計算式によって算出する特例があることや、当市に提出される給与支払報告書は倉敷市に住居登録されている従業者のもののみであることから、給与支払報告書の提出件数と均等割区分の判定に使用する従業者数は大きく乖離するケースも多数存在します。このため、給与支払報告書の提出件数については参考程度との認識であり、均等割区分の判定に使用する従業者数の正確な検証は難しいものと考えております。
89	意見6	第4章 監査の意見と結果（各論） III 固定資産税・都市計画税 (3) 家屋と土地評価の整合性の検証	住宅以外の家屋が所在する土地については、家屋の所在地番が実際の所在地番と異なっていることが少なからずあることから土地の用途検証に手が付けられていない。この検証の実施のために現システムの入替え時に、GIS（地理情報システム）による土地と家屋のデータを地図上で紐付けるシステムの導入も検討されたい。	資産税課	不措置	土地と家屋のデータ連携については、令和7年度中に導入予定の新標準システム（税基幹システム）上で連携することを検討します。GIS上でのデータ連携は労力、費用の面から現実的でなく、また、新標準システム上でデータ連携が可能となった場合にはデータの二重管理になるため、現時点では検討していません。
90	指摘3	第4章 監査の意見と結果（各論） III 固定資産税・都市計画税 (6) 路線価評価	路線価準拠に規定する評価条件以外の要因により路線価評価額を調整する場合には、その内容を路線調書のメモ欄に記入するようになっているが、開示用の書式では一部の路線でメモ欄が空欄のものが散見された。適切な情報公開のためにも開示用資料への調整内容の記載を徹底すべきである。	資産税課	措置済	令和4年度中に空欄のあった路線を洗い出し、全て要因を入力済みです。新規に作成する路線はメモ欄の入力を改めて徹底しています。
93	意見7	第4章 監査の意見と結果（各論） III 固定資産税・都市計画税 (1) 償却資産の納税義務者の把握について	現時点における償却資産の課税事務水準は非常に高いが、現行担当者が何らかの理由で課税事務から離脱した場合にもその水準を維持できるようにマニュアルとして物理的な形のあるものとして残すべきである。その着眼点や実務的手法への落とし込みは研修等を通じて後継の担当者に伝えていくべきである。	資産税課	措置済	指摘を受け、令和4年3月にマニュアルを作成しました。新任者には、そのマニュアル及び研修を通じて課税事務水準が維持できるように対応を行っています。
94	意見8	第4章 監査の意見と結果（各論） III 固定資産税・都市計画税 (2) 被災代替特例措置及び減免措置における事務について	減免申請について減免手続に準拠して承認されていることを検討するため、任意の件数について関連書類を閲覧したところ、減免税額の算出明細の入力が無く減免手続を実施している申請が1件あった。減免税額に関しては適正であり税額への影響はなかったが、減免税額の算出明細を作成し、減免税額を確認した後減免手続を実施することが誤りを未然に防ぐことに繋がるのであるから、確認を含め一つ一つの業務のより一層の徹底をするべきである。	資産税課	措置済	令和4年度当初から全ての減免申請において算出明細を作成し、減免手続を行うよう周知徹底を図り、対応しています。
94	意見9	第4章 監査の意見と結果（各論） III 固定資産税・都市計画税 (3) 実地調査について	償却資産については同じ固定資産税でも土地や家屋と異なり課税に対する認識が浅く、申告自体の必要性を知らない事業者も多いため賦課業務の適正性確保の観点から実地調査は有効な手段である。現在の調査業務の執行状況は全国的にも先進的である。ここに償却資産係の人員を1人増やすことにより、実地調査効率は現在の2倍となり、業務の効率性、有効性の観点からも検討に値すると考えられる。	資産税課 人事課	対応中	償却資産の課税客把握の有効性は認識しており、所属からも増員要望がありますが、職員数の増員が困難な中、限られた人的リソースを感染症対策・防災・保健福祉等広範な住民サービスに割り振っている状況です。今後とも指摘内容を含め、全庁的な業務量を精査し、有効な人員配置を進めていきます。なお、資産税課については、令和3年に正規職員を1名増員し、47人から48人の体制にしております。
101	意見10	第4章 監査の意見と結果（各論） IV 事業所税 (1) 減免事務の正確性について	事業所税の新規減免申請分につき確認・検討したところ適正な手続が行われていた。ただし、市が保管している減免申請決定通知書の控えのうち数件につき、決定通知日の記載がないものがあった。納税者に送達している決定通知書には決定通知日を記載しているとのことであるが、市が保管する控え書類にも記載すべきである。	税制課	措置済	市が保管している減免決定通知書の控えのうち決定通知日が未記載のものに対して、通知日を記載しました。また、監査日以降の減免決定通知書についても、改めて通知日に記載漏れがないことを確認しました。今後は事務マニュアルに「控え書類に決定通知日を記載する」という具体的に明記し、事務処理を徹底します。
101	意見11	第4章 監査の意見と結果（各論） IV 事業所税 (2) 課税標準の特例の正確性について	事業所税の課税標準の特例適用分につき確認・検討したところ、特例の適用については正確に処理がなされていたが、資産割の特例適用対象面積の計算結果につき、1件の申告書で違算が生じていた。特例明細書の書式に面積の合計欄が設けられていれば防止できる誤りであるため、特例明細書の書式の改定を検討されたい。	税制課	不措置	本市で作成する事業所税における特例明細書の様式は、国の省令様式を使用しており、合計欄も設けられています。今回、意見のあった様式については、昨年度実績の数値を基に作成された電算帳票であり、当該様式の改定を行うにはシステムの改修が必須であります。本市基幹税務システムは、令和7年度までに標準準拠システムへ移行することが決まっております。費用対効果の観点からカスタマイズ等が可能であれば対応を検討します。
126	意見12	第4章 監査の意見と結果（各論） V 軽自動車税 (6) 農耕用作業車について 納税義務者の把握	市の農家総戸数の中で、市民税課が把握している情報としては少数にとどまっていた。市農業委員会などの資料から農業従事者数などを把握し農耕用作業車登録数と比較検討することが必要と考える。	税制課	措置済	令和4年度から国及び県が公開している統計資料や農業委員会が提供する資料等を参考資料として活用することとしました。また、農業委員会が定期的に発行する機関紙などを活用し、農業従事者へ直接広報すること、適正な申告を促します。
129	意見13	第4章 監査の意見と結果（各論） V 軽自動車税 (9) 標識返納がない場合の廃車手続について	「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」による廃車手続について、ナンバープレートの返納が必要であることを周知する必要がある。窓口（出口）対応ではなく、廃車の手続きにはナンバープレートの返納が必要であることを新たな角度から周知することにより、手続きの不備を未然に防ぐことを提案する。	税制課	対応中	現在実施しているHPや広報紙などについて、効果的な時期に周知すること及び具体的な事例や分かりやすい表現を使うことで、周知方法の精度を高め、手続きの際に生じやすい書類の不備解消に努めます。また、SNSなどの新しいツールも活用し、新たな角度から若い世代に向けた広報活動に取り組みます。
141	意見14	第4章 監査の意見と結果（各論） VI 市たばこ税 (1) 市町村たばこ税の申告書の課税標準に関する検証	市たばこ税については税制課で毎月、調定額確定時に前年度と比較し課税標準の正確性の検証が行われているが、検証作業した結果が記録されていないため、担当部署内で共有できる記録を残すことも考慮されたい。	税制課	措置済	市たばこ税における例月の調定額確定時の検証作業について、令和3年度末までに検証した記録を残し、その記録を共有することとしました。

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
144	意見 15	第4章 監査の意見と結果（各論） VI 市たばこ税 (2) 申告者ごとの申告額の管理について	継続して申告していた市たばこ税課税事業者が数ヶ月無申告であれば原因を調査することとなっているが、これまで調査対象となる事業者はなかった。市には調査実績がないことから調査実施マニュアルがないとのことであるが、調査を実施する場合に初動の遅れ等のリスクが懸念される。効果的かつ効率的な調査を実施するため、調査実施マニュアルを作成しておくことを推奨する。	税制課	措置済	申告内容に疑義が生じる際の対応として、令和4年度にマニュアルを作成し、疑義が生じる場合は、国・県などと協力して効果的かつ効率的な調査を実施します。
152	意見 16	第4章 監査の意見と結果（各論） VII 入湯税 (3) 実地調査の実施時期の拡大	実地調査の実施状況には問題はなかったが、事業所へ調査する時期を毎年同じ様な時期に実施することは実地調査のマナー化を招き、延いては実地調査の効果自体も減退させてしまう。年度によって調査の実施時期を変化させることで、良い意味での緊張感のある実態調査を実施することを推奨する。限られた行政資源の中であればこそ実地調査は効果的に実施されたい。	税制課	措置済	実地調査については、毎年11月を中心に行っていましたが、意見等を踏まえ実施時期については、時期を固定とするのではなく、業務の繁忙期を避けた時期で調整することとしました。令和4年度については、9月から10月にかけて実施しました。
152	意見 17	第4章 監査の意見と結果（各論） VII 入湯税 (4) データによる検証について	入湯税に関して各年月の利用者数や入湯税額を月単位で把握している。合わせて事業所ごとに申告額の前年同月値との比較を行い、増減額が大きい場合には相手方に問い合わせ申告額の正確性を確認している。入湯税は過去に大きな更正額が出ており、爾後その様なケースは発生していないとはいえ、今後も確認と検証を徹底されたい。	税制課	措置済	入湯税の申告状況については、過去に過少申告があったこともあり、申告の都度、その時の社会情勢や前年同月値と比較し、適正な申告がなされているか確認及び検証を行っているところであり、今後も随時適正な課税に努めてまいります。
157	意見 18	第4章 監査の意見と結果（各論） VIII 税務事務所 (1) 窓口業務の対応状況について	どこの支所・税務事務所でも共通しているのは窓口での誤交付に対する細心の注意である。総じて3名から5名と少人数でありながら、証明業務、収納業務、プレートの交付を行っている。リスクを減らすためには、プラスチックの番号札などの導入を検討するとともに、業務の性質や市民サービスの観点から増員も検討されたい。	児島・玉島・水島税務事務所、船穂支所市民税務係、真備支所市民課税務係人事課	対応中	混雑時など誤交付防止及び市民サービス向上の観点から、窓口対応策として、必要に応じて番号札の導入を行いました。職員の増員については、市職員全体の増員が困難な中、限られた人的リソースを感染症対策・防災・保健福祉等広範な住民サービスに割り振っている状況であり、税務事務所の職員数については、今後もご意見内容を含め、全庁的な業務量を精査し、有効な人員配置を進めてまいります。
166	意見 19	第4章 監査の意見と結果（各論） IX 収納事務 徴収事務の執行状況について	業務の執行状況については特別な問題点は見当たらないが、より一層の高みを目指してeLTAXにおける共通納税システムの推進をして頂きたい。当該システムの周知活動、県単位での勧奨活動などを働き掛けて行くことを提案する。	納税課	措置済	eLTAXにおける共通納税システムの推進について、税務署等と連携して金融機関への説明を行い、利用推進への理解を求めています。また、納税者に対し、共通納税システムの利用勧奨チラシの配布やホームページ等での情報発信を行い、周知及び更なる利用促進に努めています。
183	意見 20	第4章 監査の意見と結果（各論） X 滞納整理事務 (2) 各税目の滞納額上位5名に対する対応状況について	一部事案において、現時点では十分な債権の保全がなされていないものが見受けられた。全体的には債権の保全、状況の改善に向けた努力を続けていることは評価する。ただし高額滞納事案については、より一層具体的な債権の保全に努められたい。	納税課	措置済	特に高額滞納事案の場合には、滞納解消まで長期間にわたる可能性も想定されることから、滞納となった時点で滞納者の財産調査を徹底し、生活状況、事業状況等も踏まえながら、事案ごとに債権の保全に適した財産等を見極め、可能な限り債権の保全により一層努めています。なお、具体的な債権の保全措置としては、滞納処分による差押え（預金・給与・年金・売掛金・賃料・保険金などの債権、不動産、自動車など）、納税の猶予における担保徴取（納税者又は第三者所有不動産に対する抵当権設定、第三者による納税保証など）、手形・小切手による納付受託などを検討対象とします。
183	意見 21	第4章 監査の意見と結果（各論） X 滞納整理事務 (2) 各税目の滞納額上位5名に対する対応状況について	高額滞納金額である場合は慎重に事を進める必要性は認めるが、自主納付での完納が望めない判断された時点で毅然と滞納整理を進めるなど、通常の事案と同様に業務を執行するべきである。	納税課	措置済	特に高額滞納事案については、滞納対策室長が滞納整理の執行状況の進捗管理を徹底するとともに、二重チェックとして、令和4年度から徴収事務指導員（徴収業務に精通した税務署OBを雇用）が定期的に滞納整理の執行状況の事案審査を行うことにより、より厳格に滞納整理が執行されるよう努めています。

（公表日：令和5年3月31日 通知日：令和5年3月27日 法第52号）